

## ○親医療証をお持ちの方へ

**負担者番号が 8 1 1 3 6 5 4 1 の医療証は、  
令和元年 8 月から一部負担の額が変わります。**

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成の、一部負担額（上限額）が下記のとおり変わります。

### 【令和元年 7 月診療分まで】

		負担割合	一月当たりの負担上限額
住民税課税世帯	個人	外来 1割	14,000円
			年間上限 144,000円
	入院 1割	57,600円	
	世帯	1割	57,600円
多数回該当 44,400円			
住民税非課税世帯	外来・入院	自己負担なし	

### 【令和元年 8 月診療分から】

		負担割合	一月あたりの負担上限額
住民税課税世帯	個人	外来 1割	18,000円
			年間上限 144,000円
	入院 1割	57,600円	
	世帯	1割	外来 1割
入院 1割			多数回該当 44,400円
住民税非課税世帯	外来・入院	自己負担なし	

#### 〈注意点〉

- ・世帯合算には、○親受給者ではない者は含みません。
- ・新しい○親医療証は交付しません。現在お持ちの医療証は有効期間満了までお使いいただけます。受診の際には、医療証と健康保険証を必ず窓口へ提出してください。
- ・負担者番号が 8 1 1 3 7 5 4 9 の医療証をお持ちの方は、引き続き窓口での負担はありません（食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は本人負担です）。

### 〈高額医療費の支給〉

一部負担金が自己負担上限額を超えた場合、申請することにより、後日払い戻しを受けることができます。

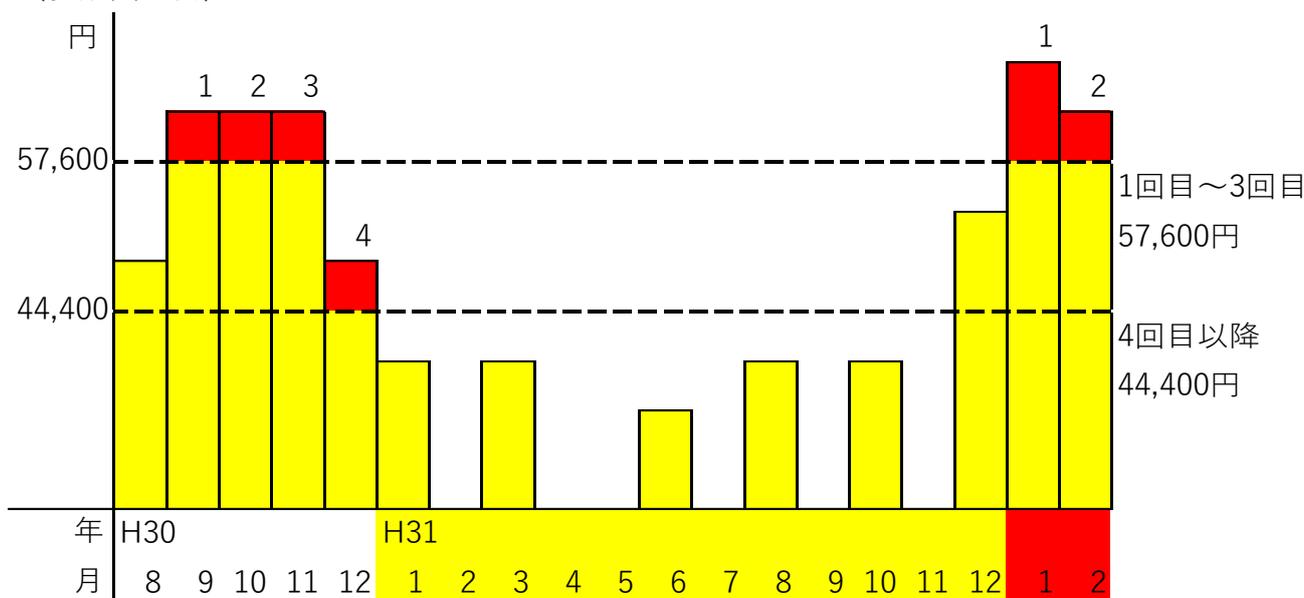
申請の際には、印鑑・健康保険証・医療証・振込先のわかるもの・領収書を持参してください。

### 〈払い戻しを受けることができる場合〉

1. 個人ごとに支払った外来の一部負担金の合計が1か月18,000円を超えた場合
2. 世帯ごとに支払った一部負担金の合計（外来・入院）が1か月57,600円を超えた場合（世帯には、○親受給者でない者は含みません）

（過去12ヶ月以内に3回以上、57,600円を超えた場合は、4回目からは「多数回」となり上限額が44,400円に下がります。）

（多数回の例）



H30.12月は、月の高額医療費の支給回数が4回目にあたるので、上限額が44,400円に軽減されます。

H31.12月は過去12ヶ月の月の高額医療費の支給回数が0回なので、上限額は軽減されません。

3. 個人ごとに支払った外来の一部負担金の合計（上記1.2で支給された額を除く）が、年間144,000円を超えた場合（毎年8月1日から7月31日までの期間で計算されます）